

証券コード 2666

2020年6月11日

株 主 各 位

千葉県稲毛区宮野木町1850番地
株式会社 オートウェーブ
代表取締役社長 廣岡 大介

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時00分 |
| 2. 場 所 | 千葉市中央区中央1丁目11番1号
三井ガーデンホテル千葉 4階 天平 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第31期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類、株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auto-wave.co.jp/>) に掲載させていただきます。

◎次の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auto-wave.co.jp/>) に掲載しておりますので、本通知書には記載しておりません。なお、本通知書の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席をご検討されている株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点の流行状況や、ご自身の健康状態をお確かめのうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使は、ご来場いただかなくても議決権行使書の郵送による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。感染予防の観点から議決権行使は、ご来場いただかずに行使いただき、当日のご来場はご自粛いただきますようご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

体調のすぐれない方、特に発熱されている方は、出席をお控えください。

株主総会会場において、感染防止のための措置といたしまして、会場内にアルコール消毒液の設置や、役員・運営スタッフは、マスク着用での対応をさせていただく場合がございます。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が継続し、景気は緩やかな回復基調が続いておりましたが、2019年10月からの消費税率引上げ後の消費低迷や台風などの相次ぐ自然災害の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動の停滞長期化が懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、報道等による安全意識の高まりなどから、誤発進防止装置やドライブレコーダーなどの需要が継続して伸長する一方で、台風15号、台風19号の直撃や記録的な大雨などの自然災害が相次ぎました。

そのような中、当社グループでは「中期経営計画」を策定し、経営基盤の強化に取り組んでおります。カー用品需要の減少が続く中、自動車関連需要の川上の新車販売を強化するため、車検を起点に顧客接点をつくり、川下のタイヤなどの用品販売に繋げ、カーライフ需要の生涯顧客化に取り組んでおります。

また、多様化する顧客ニーズに応えることができるように、お客様の「不満」「不信」「不合理」等の「不の解消」のために行動をすることで、「安全」「安心」「快適」等を提供し、更なる顧客満足度の向上に取り組んでおります。

集客施策といたしましては、ご家族で楽しんでいただけるように、お子様の整備士体験や景品抽選会、縁日、ヒーローショーなどのお客様感謝祭の開催や、安全・安心への取り組みとして、衝突回避支援ブレーキ装着車の体感イベントや雨の日対策講座を行い、お客様との接点を増やしていくことで、より地域に密着したカーライフの需要創造に取り組んでおります。

主力4部門の状況につきましては、以下のとおりであります。

自動車販売部門につきましては、消費増税に伴う駆け込み需要が発生したほか、認知拡大のための店頭アピールや社内研修による従業員スキルの

向上を図ったこと、また、積極的に在庫車両の確保を行い納期の短縮を行った結果、軽自動車を中心に新車販売台数が順調に増加いたしました。併せて、中古車販売も堅調に推移した結果、売上高が前期比5.9%増加いたしました。

車検部門につきましては、来店顧客に対して車検予約キャンペーンの店頭声掛けを徹底したことや、既存顧客へのダイレクトメールによる早期予約を促進した結果、売上高が前期比1.2%増加いたしました。

钣金部門につきましては、先進安全自動車などの普及などで、損害保険会社の指定修理工場としての紹介による修理受入台数が減少したものの、店頭での一般修理の受入促進や、作業工程の見直しにより1台当たり単価ならびに利益が上昇した結果、売上高が前期比0.9%増加いたしました。

タイヤ販売部門につきましては、消費増税に伴う駆け込み需要が発生したほか、顧客ニーズに合ったタイヤの提案ができる店内への改装を行ったことや、ピット在庫車に対する点検とその後のご案内ダイレクトメールの実施、また、当社購入顧客に対するアフターサービスの充実などで交換訴求を行ってまいりましたが、消費増税後の反動減や暖冬に伴うスタッドレスタイヤ需要の減少などがあったことで、売上高が前期比8.1%減少いたしました。

その他部門につきましては、安全意識の高まりから、誤発進防止装置やドライブレコーダーなどの販売が伸長したものの、その他の車内車外用品については依然として需要の落ち込みが続き、売上高が前期比6.6%減少いたしました。

千葉県を直撃した台風15号、台風19号の影響については、一部店舗及びピットの損壊による被害に対して「受取保険金」として特別利益に52百万円を計上いたしました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は7,601百万円（前期比2.9%減）、営業利益は70百万円（前期比43.8%減）、経常利益は171百万円（前期比191.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は178百万円（前期比133.7%増）、1株当たり当期純利益は12.32円となりました。また、自己資本当期純利益率（ROE）は5.7%となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は52百万円で、その主なものは茂原店の門型洗車機入れ替えや各店舗の改装・改修などを行いました。

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (2017年3月期)	第29期 (2018年3月期)	第30期 (2019年3月期)	第31期 (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	7,262	7,354	7,828	7,601
経 常 利 益(百万円)	177	175	58	171
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	163	136	76	178
1株当たり当期純利益 (円)	11.32	9.47	5.27	12.32
総 資 産(百万円)	8,852	8,807	8,247	8,078
純 資 産(百万円)	2,818	2,954	3,029	3,207
1株当たり純資産 (円)	195.04	204.49	209.65	221.93

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
CFC U. S. A. , INC.	10百万円	100.0%	自動車用品の販売事業

(注) 株式会社ベルガレージにつきましては、2019年4月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

カー用品業界におきましては、消費節約志向や若者のクルマ離れなど、引き続き市場縮小傾向が続くものと思われるほか、新型コロナウイルス感染症による影響は当面続くものと想定しております。そのような厳しい事業環境の中、当社グループでは「中期経営計画」を策定し、経営基盤の強化に取り組んでおります。

主たる事業領域をカー用品の小売販売から、車の車検や整備を中心に顧客を獲得していく中で、車の状態に合わせた乗り換え提案を行い、新車販売を強化していくことで、地域のお客様全ての相談・困り事をワンストップで提案・解決する企業集団への転換を進めます。カー用品需要の減少が続く中、自動車関連需要の川上の新車販売を獲るために、車検を起点に顧客接点をつくり、川下のタイヤなどの用品販売に繋げ、カーライフ需要の生涯顧客化を図ってまいります。

顧客サービスの向上といたしましては、多様化する顧客ニーズに応えることができるように、お客様の「不満」「不信」「不合理」等を社員ひとりひとりが考え、お客様の「不の解消」の為に行動をすることで、「安全」「安心」「快適」等を提供し、更なる顧客満足度の向上を図ってまいります。

また、引き続き経費削減を徹底するとともに、在庫管理の徹底とロスの防止、並びに、遊休スペースの有効活用を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業部門	主な商品及び事業内容
自動車用品販売等事業	タイヤ・カーオーディオ・車内外用品等の販売

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	千葉県稲毛区
店 舗	千葉県7店

② 子会社

CFC U. S. A. , INC.	本社：米国カリフォルニア州
---------------------	---------------

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
221(53)名	2名増(4名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
220(53)名	47名増(1名減)	41.4歳	10.5年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて47名増加しておりますが、その主な理由は、子会社である株式会社ベルガレージとの合併によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	797百万円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	797百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	619百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,451,000株 |
| ③ 株主数 | 4,073名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
廣岡大介	2,101千株	14.5%
ウェブ会	1,146	7.9
株式会社SBI証券	967	6.7
廣岡昭彦	669	4.6
廣岡耕平	489	3.4
オートウェブ従業員持株会	438	3.0
高安晃弘	400	2.8
中村忠明	260	1.8
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	180	1.3
廣岡君子	153	1.1

(注) 持株比率は自己株式 (211株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	廣岡大介	
取締役	廣岡勝征	総務・人事部部長兼不動産部部长
取締役	宮内和也	事業運営部部长兼店舗運営部部长
取締役	河野研	河野公認会計士事務所所長 株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役 株式会社河野会計事務所代表取締役 株式会社ATOUN社外監査役
常勤監査役	星野喜郎	
監査役	山崎眞樹生	
監査役	玉井孝一	株式会社サンユウ常勤監査役

- (注) 1. 取締役河野研氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役星野喜郎氏及び監査役山崎眞樹生氏、玉井孝一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役河野研氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款第28条第2項及び第37条第2項に定めた任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	54百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (6名)	8百万円 (8百万円)
合 計	11名	63百万円

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(内社外取締役1名)及び監査役3名(内社外監査役3名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役河野研氏は、河野公認会計士事務所の所長及び株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役、株式会社河野会計事務所の代表取締役、株式会社ATOUNの社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役玉井孝一氏は、株式会社サンユウの常勤監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役河野研氏は、就任後に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
- ・社外監査役星野喜郎氏は、就任後に開催された取締役会10回すべてに、監査役会9回すべてに出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
- ・社外監査役山崎眞樹生氏は、就任後に開催された取締役会10回のうち9回に、監査役会9回のうち8回に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。
- ・社外監査役玉井孝一氏は、就任後に開催された取締役会10回すべてに、監査役会9回すべてに出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	仰星監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保すべく、効果的な内部統制システムの構築と法令遵守体制の構築に努める。
 - (2) 当社の「存在意義」「経営理念」「行動指針」を定め、取締役・監査役が遵守するとともに研修などを通し、使用人に浸透を図る。
 - (3) 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを一覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
 - (2) 大規模災害などが発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会を月1回定時に開催するほか、適時臨時に開催するものとする。
 - (2) 経営に関する重要事項については、取締役及び監査役などで構成する経営会議を適時開催し、意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、情報交換・意見交換を密接に行い情報の共有化を推進し、効率的な職務執行の確保に努める。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) グループとして「存在意義」「経営理念」「行動指針」を共有するとともに、グループ全体における各会社の機能・役割を明確化し、グループ各社の事業を所管する事業部門が必要に応じてグループ各社への指導・支援を行うものとする。
 - (2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するグループ各社のリスクの管理を行う。また、リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を適時開催し、必要な対策を講ずる。
 - (3) 当社及び子会社の取締役、監査役等で構成するグループ会社経営会議を適時開催し、子会社の事業計画、予算及び決算などの報告により経営実態を把握し、子会社の取締役の業務の適正性を管理・評価する体制を整備する。
 - (4) グループ会社経営会議においては、意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、情報交換・意見交換を密接に行い情報の共有化を推進し、子会社の取締役の効率的な職務執行の確保に努める。
 - (5) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保すべく、当社の内部監査室が子会社に対して直接に監査し得る体制とし、かつ、内部通報窓口を当社及び国内子会社において共通に適用し、法令遵守体制の構築に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、協議のうえ、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当該使用人は、専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行うこととする。
 - (2) 当該使用人の異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当社及び子会社の取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- (1) 当社及び子会社の取締役または使用人は、法定の事項に加えて、当社及び子会社の経営、業績に重大な悪影響を与える事項が発生し、または発生する虞があるときは、速やかに監査役会へ報告するものとする。
 - (2) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、適時監査役に回覧する。
 - (3) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでもグループ各社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
 - (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の処理については、当該監査役職務に必要でないことを証明した場合を除き、監査役の請求に従い円滑に行い得る体制とする。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報の共有に努め、連携して当社及びグループ各社への監査の実効性を確保するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役を1名含む取締役4名で構成され、社外監査役3名も出席しております。当事業年度においては取締役会を12回開催し、各議案についての審議、各業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

また、定時取締役会とは別に、部室長を加えた経営会議を毎週開催し、意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、情報交換・意見交換を密接に行い情報の共有化を推進し、効率的な職務執行の確保に努めております。

② 監査役の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されており、取締役会や経営会議等重要な会議へ出席し、経営の監視の強化に努めております。当事業年度においては監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

また、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報の共有を行い、連携して当社及び当社グループ各社への監査の実効性の向上に努めております。

③ コンプライアンス・リスク管理

従業員に対し、社内研修や会議等を通じてコンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても内部通報制度運用規程に基づき、従業員に対する周知を継続的に行っております。

また、大規模災害等を想定した危機管理共有マニュアルに基づき、対策訓練の実施、非常用物資の備蓄等、不測の事態に備えております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,165,139	流 動 負 債	980,021
現金及び預金	1,011,619	支払手形及び買掛金	200,448
受取手形及び売掛金	290,943	1年内返済予定の長期借入金	265,000
商品及び製品	582,265	未払法人税等	5,740
未収入金	138,059	ポイント引当金	1,410
その他	144,530	災害損失引当金	1,380
貸倒引当金	△2,277	資産除去債務	749
固 定 資 産	5,913,833	その他	505,292
有形固定資産	4,981,658	固 定 負 債	3,891,873
建物及び構築物	2,287,909	長期借入金	2,835,000
機械装置及び運搬具	125,500	長期預り敷金保証金	661,051
工具器具及び備品	40,529	長期前受収益	29,262
土地	2,512,186	資産除去債務	366,560
建設仮勘定	15,531	負 債 合 計	4,871,895
無形固定資産	59,470	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	872,704	株 主 資 本	3,207,494
敷金及び保証金	830,631	資 本 金	100,000
繰延税金資産	9,768	資 本 剰 余 金	2,505,877
その他	32,312	利 益 剰 余 金	601,773
貸倒引当金	△7	自 己 株 式	△155
		その他の包括利益累計額	△417
		為替換算調整勘定	△417
		純 資 産 合 計	3,207,077
資 産 合 計	8,078,973	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,078,973

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		7,601,141
売 上 原 価		5,190,642
売 上 総 利 益		2,410,498
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,340,408
営 業 利 益		70,090
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,462	
受 取 手 数 料	115,550	
廃 棄 物 リ サ イ ク ル 収 入	13,862	
そ の 他	14,044	144,920
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40,647	
そ の 他	2,824	43,471
経 常 利 益		171,539
特 別 利 益		
受 取 保 険 金	52,647	52,647
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,507	
災 害 に よ る 損 失	19,709	22,216
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		201,969
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,587	
法 人 税 等 調 整 額	17,354	23,942
当 期 純 利 益		178,027
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		178,027

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	100,000	2,505,877	423,745	△155	3,029,467
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			178,027		178,027
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	178,027	—	178,027
当連結会計年度末残高	100,000	2,505,877	601,773	△155	3,207,494

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	163	163	3,029,631
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			178,027
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△581	△581	△581
連結会計年度中の変動額合計	△581	△581	177,446
当連結会計年度末残高	△417	△417	3,207,077

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,154,795	流 動 負 債	976,535
現金及び預金	972,695	買掛金	200,358
売掛金	287,634	1年内返済予定の長期借入金	265,000
商品及び製品	582,524	未払金	75,377
前払費用	72,699	未払費用	132,976
未収入金	138,059	未払法人税等	5,264
その他	103,459	前受金	190,690
貸倒引当金	△2,277	預り金	23,425
固 定 資 産	5,912,371	前受収益	74,791
有形固定資産	4,980,196	ポイント引当金	1,410
建物	2,196,448	資産除去債務	749
構築物	91,461	災害損失引当金	1,380
機械及び装置	108,615	その他	5,112
車両運搬具	15,423	固 定 負 債	3,891,873
工具器具及び備品	40,529	長期借入金	2,835,000
土地	2,512,186	長期預り敷金保証金	661,051
建設仮勘定	15,531	長期前受収益	29,262
無形固定資産	59,470	資産除去債務	366,560
ソフトウェア	54,357	負 債 合 計	4,868,408
その他	5,113	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	872,704	株 主 資 本	3,198,757
長期前払費用	90	資 本 金	100,000
敷金及び保証金	830,631	資 本 剰 余 金	2,505,877
繰延税金資産	9,768	資本準備金	1,611,819
その他	32,222	その他資本剰余金	894,058
貸倒引当金	△7	利 益 剰 余 金	593,036
		繰越利益剰余金	593,036
		自 己 株 式	△155
		純 資 産 合 計	3,198,757
資 産 合 計	8,067,166	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,067,166

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		7,600,009
売 上 原 価		5,191,652
売 上 総 利 益		2,408,356
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,334,397
営 業 利 益		73,958
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,462	
受 取 手 数 料	115,550	
廃 棄 物 リ サ イ ク ル 収 入	13,862	
そ の 他	12,040	142,915
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	40,647	
そ の 他	2,824	43,471
経 常 利 益		173,403
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	61,257	
受 取 保 険 金	52,647	113,905
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,507	
災 害 に よ る 損 失	19,709	22,216
税 引 前 当 期 純 利 益		265,091
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,500	
法 人 税 等 調 整 額	17,354	23,854
当 期 純 利 益		241,236

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 金	そ の 資 本 剰 余 金	他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100,000	1,611,819	894,058	2,505,877	351,799	351,799	△155	2,957,520	2,957,520
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					241,236	241,236		241,236	241,236
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	241,236	241,236	—	241,236	241,236
当 期 末 残 高	100,000	1,611,819	894,058	2,505,877	593,036	593,036	△155	3,198,757	3,198,757

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 オートウェーブ
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮 島 章 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オートウェーブの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社 オートウェーブ
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 金 井 匡 志 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮 島 章 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オートウェーブの2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、事業の報告を受け、財務諸表及びその関連書類を確認しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社オートウェーブ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	星 野 喜 郎	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	山 崎 眞樹生	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	玉 井 孝 一	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～41. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>42. 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～41. (現行どおり)</p> <p>42. <u>貨物自動車運送事業</u></p> <p>43. <u>コンテナ、トランクルームサービス業</u></p> <p>44. <u>ホテル及び旅館等の宿泊施設の運営、管理及び経営</u></p> <p>45. <u>医療、介護、福祉に関する機器の販売、賃貸、修理及び輸出入</u></p> <p>46. <u>葬祭式典の請負及び運営</u></p> <p>47. <u>葬祭用品の販売及び賃貸</u></p> <p>48. 前各号に付帯する一切の事業</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひろ おか だい すけ 廣 岡 大 介 (1969年7月26日生)	1996年12月 当社取締役 2001年9月 当社取締役退任 2003年11月 当社海外事業本部長 2010年6月 当社代表取締役社長(現任)	2,101,300株
2	ひろ おか かつ ゆき 廣 岡 勝 征 (1943年7月11日生)	2002年1月 当社入社開発室長 2002年6月 当社取締役 2008年6月 当社取締役退任 2013年6月 当社常務取締役管理本部長兼不動産事業本部長 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社取締役 2016年3月 当社取締役総務・人事部部長兼不動産部部長(現任)	29,800株
3	みや うち かず や 宮 内 和 也 (1975年2月28日生)	1997年4月 当社入社 2000年3月 オイルボーイ山王町店店長 2000年7月 オイルボーイ富里インター店店長 2006年4月 オートウェイブ柏沼南店店長 2015年4月 第2営業部長 2016年3月 事業運営部部長兼店舗運営部部長 2016年6月 当社取締役事業運営部部長兼店舗運営部部長(現任)	7,700株
4	こう の けん 河 野 研 (1971年10月9日生)	1996年10月 公認会計士二次試験合格 1998年9月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2002年8月 武田薬品工業(株)入社 2004年7月 東京北斗監査法人(現仰星監査法人)入所 2006年12月 河野公認会計士事務所開業 所長(現任) 2012年6月 (株)ツバキ・ナカシマ 社外取締役(現任) 2013年11月 (株)河野会計事務所設立 代表取締役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2019年9月 (株)ATO UN 社外監査役(現任)	一株

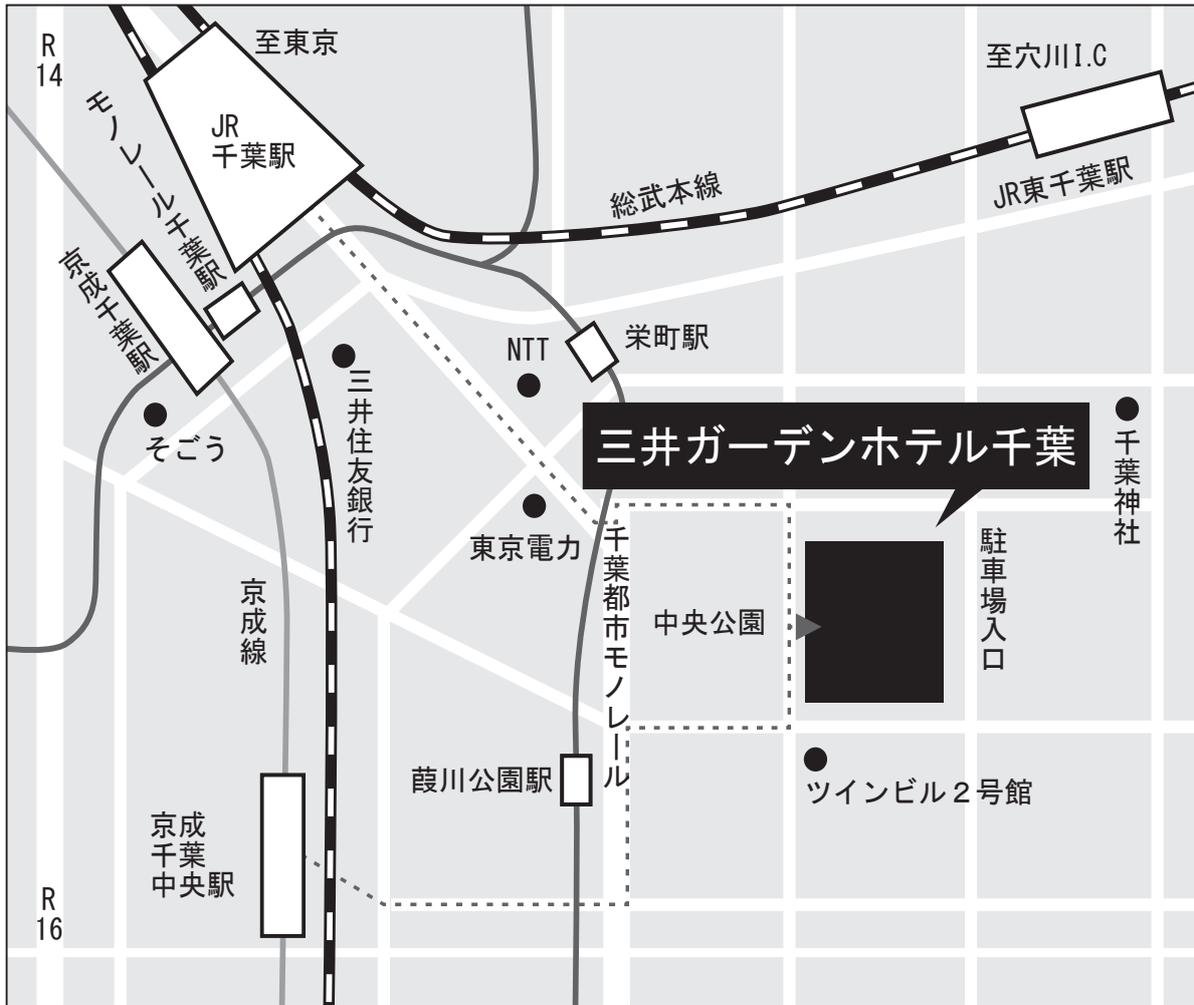
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野研氏は、社外取締役候補者であります。
3. 河野研氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として豊富な業務経験と専門的知識を有しており、当社に対して公正かつ客観的な経営の監督を行っている

- ただけると判断したためであります。
4. 河野研氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 5. 当社は、河野研氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 6. 当社は河野研氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき当社定款第28条第2項に定めた任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

以 上

第31回定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉市中央区中央1丁目11番1号
三井ガーデンホテル千葉 4階 天平
電話 043-224-1131



交通 電車：JR「千葉」駅東口より徒歩7分
京成千葉線「千葉中央」駅より徒歩7分
千葉都市モノレール1号線「葭川公園」駅より徒歩2分
車：京葉道路「穴川I.C」より15分